

## 「コンテンツビジネスと著作権法の実務」（三協法規出版）掲載

弁護士 井奈波 朋子

## 第6章 舞台芸術

舞台芸術には、オペラ、演劇やミュージカルをはじめ、バレエその他の古典またはコンテンポラリーダンス、ファッションショー、歌舞伎や能などの古典芸能など、幅広いジャンルが存在する。

著作権法では、「舞踊又は無言劇の著作物」を著作物の例示として掲げている（著作権法10条1項3号）。しかし、一般に、公衆の面前で演じられる舞台芸術は、演出、脚本、音楽、実演、大道具や小道具などの美術、振付けなどが一体となった総合芸術である。しかし、著作権法は、舞台芸術をこのような総合芸術として捉える考え方に立脚した定めは置いていない。

## 1 映画との違い

舞台芸術を芸術面において統括するのは、演出家である。著作権法上、実演家の定義に実演を指揮しまたは演出する者が掲げられているため（2条1項4号）、演出家は、著作権法上、実演家と位置づけられる。他方、映画製作を芸術面で統括するのが映画監督であり、映画においては、映画監督や演出家のように映画の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者とされる（16条）。このように、著作権法上、演出家は、映画の著作物においては著作者とされ、舞台芸術の上演においては実演家とされるという問題がある。この点、演出家の寄与がオリジナルなものであれば著作物となり得、寄与が新たな著作物の創作にまでは至らないような演出家については、指揮者と同様に扱うとの考え方がある（勁草書房「著作権法コンメンタル」第2条1項3号・4号部分棚野正二解説中のWIPO・諸条約解説）。この考え方に従えば、創作的表現と認められる演出については著作物ないし二次的著作物と認められる余地があり、著作権法の規定にかかわらず、演出家であっても著作者になりうるということになる。

また、映画については、映画の全体的形成に創作的に寄与した者は映画の著作者とされるものの、映画の著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、映画の著作権は当該映画製作者に帰属する（29条1項）。これに対し、演劇などの舞台芸術の場合はこのような規定がないため、プロデューサーが舞台芸術に対し発意と責任を有しているとしても、契約上の取り決めがない限り、プロデューサーに著作権が帰属することはない。舞台芸術に関して映画のような定めがない以上、舞台芸術に関する著作権は、原則として、舞台芸術において創作的表現を行ったそれぞれの著作者に帰属することになる。そこで、どのような創作的表現に対し著作権が発生するのかについて、注意を払う必要がある。さらに、舞台芸術中の実演については、実演家の著作隣接権および実演家

人格権が認められるので、実演家の権利にも注意を払う必要がある。

さらに、映画については、固定が著作物として保護されるための要件であるのに対し、舞踊または無言劇の著作物については著作物として保護されるための要件として固定は不要である。その他、舞台芸術中に問題となる著作物に関して、固定を著作物として保護されるための要件とする定めはない。

## 2 振付け

まず、著作権法上、著作物と定められる「舞踊又は無言劇の著作物」の内容であるが、舞踊や無言劇（パントマイム）において踊ったり体を動かしたりする行為は、実演に該当し、著作物ではない。ここでいう舞踊または無言劇の著作物とは、振付による創作的表現を意味する。

たとえば、バレエなどのダンスについては、振付師の創作した振付けに著作権が発生する場合がある。振付師であるベジャールの許諾なく、ベジャールがマーラー作曲の音楽に対して振付けをした「アダージェット」などの作品を、キーロフバレエ団所属のバレエダンサーであるルジマートフが演じた事件で、裁判所は、振付けを著作物と認め、原告であるベジャールを著作者と認定した（東京地判平 10・11・20 知財集 30-4-841 ベジャール事件）。なお、振付けをどのように特定するかについて、裁判所は、「作品名、音楽、初演時期、初演者」により一つのバレエ作品を特定できると判断している。

日本舞踊の振付の著作物性が問題となった事件（福岡高裁平 14・12・26 最高裁 HP）では、日本舞踊の振付に著作物性を肯定している。日本舞踊というと伝統的に受け継がれた振付で著作物性に疑問があるように思われるが、本件では、新たに創作された音曲に独自の振付がなされたことや、独自性のある振付がなされコンクールで受賞するなどしたことが考慮され、創作性が認められている。また、振付の特定については、「舞踊著作物は同じ挙措動作を再現でき、鑑賞者が同じ舞踊であると認識できる程度に完成されていればそれで特定されていると解するのが相当である」とし、原判決添付の振書のみでは A 流と無関係の第三者は本件各舞踊を再現できない等の控訴人の主張を認めず、舞踊の著作権を有することの確認および上演禁止を求める被控訴人の請求を認容した原判決を維持した。これら裁判例からすると、振付の特定は必ずしも舞踊譜による必要性はないということになる。

ただし、ありふれた振付けについては、著作物性は認められない。例えば、社交ダンスの振り付けについては著作物性を否定した裁判例がある（東京地判平 24・2・28 裁判所ウェブサイト Shall we ダンス？事件）。社交ダンスの振り付けは、本来、既存のステップの組み合わせを基本とするから、既存のステップをアレンジするなどしただけでは、創作性は認められない。この裁判例からすれば、演劇における殺陣などの一連の動作に対しても、一般的には著作物性を認めることも困難ではないかと考えられる。また、殺陣師などが行う殺陣の演出・指導についても、一般には、アイデアやノウハウの提供であり、創作的表現と認められる演出には該当せず、殺陣師は、著作者にはならないが、実演家に該当すると考えられ

る。

### 3 舞台装置その他の舞台美術

舞台芸術においては、舞台セットその他の装置が組まれる。このような舞台美術が、美術の著作物として著作権法による保護の対象になるか。

舞台装置事件（東京高裁平12・9・19判時1745・128）は、衝立状の造形美術作品の著作物性およびその翻案権侵害が問題となった事件である。裁判所は、これら衝立状の造形美術作品について、ありふれたものではないことが明らかであるとして、表現全体について創作性を認めることができると判断している。ただし、複製権または翻案権侵害の成否に関しては、「表現手法あるいはアイデアは著作権法上の保護の対象となり得ず、両者の「表現したもの」を対比すると、いずれも類似しているとはいえないのであるから、依拠の点は論ずるまでもなく、本件第一著作物を複製・翻案したものとはいえない」と判断し、侵害を否定した。

また、スペースチューブと称する体験型舞台装置の著作物性が問題となった事件において、裁判所（知財高判平24・2・22判時2149・119スペースチューブ事件）は、当該装置について、「実用に供され、又は産業上利用されることを目的とする応用美術に属するものというべきであるから、それが純粋美術や美術工芸品と同視することができるような美的特性を備えている場合に限り、著作物性を認めることができるものと解すべきである」との前提で、当該装置の各要素について、創作性なしと判断し、著作物性を否定している。ただし、原審（東京地判平23・8・19裁判所ウェブサイト）においては、「反訴原告装置の上辺部分の形状は本体部分及び二重化部分が一体となって、中央部分から両端部分にかけて反った形状として構成されており、神社の屋根を思わせる形状としての美観を与えている。さらに、反訴原告装置の左右両端部分は、垂直に対しやや傾いて上の方へ広がり、上辺の反りの部分と合わせて日本刀の刃先の部分を思わせる形状となっている。反訴原告装置は、これらの点に独自の美的な要素を有しており、美術的な創作性を認めることができる」と判断し、当該装置の著作物性を認めている。ところで、本件は、控訴審では舞台装置を応用美術として捉え、原審では単に美術の著作物と捉えている点において、舞台装置の位置づけに関する判断が異なっている。控訴審が当該体験型装置を応用美術であると判断した根拠として、体験型装置として用いられていることや、不正競争防止法上の商品該当性を主張していることが挙げられている。何が応用美術に該当するかについては、次章の解説のとおりであるが、体験型装置が、それ自体の鑑賞を目的とし、実用性を有しない純粋美術に該当するとは言いがたいとしても、応用美術に属するとも言いがたいのではないかと考える。体験型装置であっても、単に美術の著作物として創作性の有無を判断すれば足り、敢えて、応用美術に属することを前提に創作性を判断する必要はなかったように思われる。舞台装置事件は、衝立状の造形美術作品が応用美術であることを前提とした判断はしていない。

このように、舞台装置に関しては、造形美術作品としての著作物性が問題となり、場合によっては応用美術に属することを前提とした創作性の判断が行われることになる。

#### 4 ファッションショーの演出等

ファッションショーにおける演出等が問題となった事件がある。ファッションショーの企画会社らが、ファッションショーの映像を放送した放送局を著作権等の侵害を理由として訴えた事件において、問題とされたのは、映像部分に現れた、本件ファッションショーの①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリング、②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート、③装着させるアクセサリーの選択及び相互のコーディネート、④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け、⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付け、⑥これら化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネート、⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像の各著作物性である。裁判所（知財高判平26・8・28判時2238-91、原審東京地裁平25・7・19判時2238-99）は、①②③およびポーズや動作を除く⑥については、実用に供されることを目的とした応用美術と捉え、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、2条1項1号に含まれることが明らかな美術の著作物と客観的に同一なものとして、美術の著作物としての保護の可能性を認めている。ただし、本件①②③については、それ全体が美的鑑賞を目的とするものではなく、また、実用目的のための構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えた部分を把握できるものでもないとして、美術の著作物該当性を否定した。また、④⑤の振り付けについては、個性が表現として表れていると認められないと判断し、同様の理由で舞踊の著作物にも該当しないと判断した。⑥については、①から⑤の組み合わせに著作物性を認めることはできないと判断し、⑦については、出演順序は創作的表現でなく、背景映像については著作権の帰属に疑義があること等を理由として、いずれも保護を否定した。さらに、モデルのポーズと動作の振付の演出が実演に該当するとの主張に対しては、「著作物を…演ずる」（2条1項3号）ことに該当しないから、実演に当たらないと判断した。確かに、本件ではモデルのポーズと動作の振付を著作物と認めていないのでその判断は妥当である。「著作物を演じないが芸術的な性質を有する」（2条1項3号）かどうかについても判断すべきではなかったかと思われるが、結論は変わらないと考えられる。加えて、ファッションショー全体が、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずることに類する行為や著作物を演じないが芸術的な性質を有するものとして、実演に該当するとの主張もなされているが、この点に関しても、④⑤の点を除き、「類する行為」に該当しないと判断し、さらに、④⑤についても、ありふれたもので、「類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するもの」に該当するとはいえないと判断している。したがって、ありふれた演出は、実演と

しての保護を受けられないといえるが、ありふれていない演出であれば実演に該当するのか、著作物と認められる余地もあるのかという疑問が残る。

## 5 脚本

演劇などで原作ものを上演する場合には、原作者の許諾を得る必要がある。また、演劇やミュージカルなど台詞がある舞台芸術は、通常、脚本が作成され、脚本は、著作物となる(10条1項1号)。原作ものを脚本にした場合、脚本は二次的著作物となる。映画の著作物の場合には、「その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き」(16条)と明記され、脚本の著作者は、映画の著作物の著作者から除外されることが明らかとされているが、舞台芸術の場合にも同様に独立した著作物となり、敢えて除外について定める必要もない。

## 6 主催者の責任

公演において著作権侵害が生じると、舞台芸術には直接関与しない主催者側も著作権侵害の責任を問われる可能性がある。前掲ベジャール事件において、原告であるベジャールは、実際にバレエを踊ったルジマートフやバレエ団を被告とするのではなく、バレエ公演の主催者を被告として訴えた。裁判所は、主催者が公演を管理し、公演による営業上の利益を収受したことから、主催者も公演の主体であり、侵害の主体になり得ると判断した上で、主催者の過失を認め損害賠償責任を肯定した。これは、いわゆるカラオケ法理を公演の主催者にも当てはめたものである。